

25. 外国船舶監督業務(PSC)の現況

海上における人命の安全や海洋環境の保全を図るため、国際航海に従事する船舶は、安全面等の構造・設備、乗組員の資格・当直体制・労働条件等、満たさなくてはならない基準が国際条約（SOLAS、MARPOL、STCW、MLC条約等）に定められており、その基準に適合しているかどうかの確認が旗国（船舶登録国）に義務付けられています。

しかし、旗国のなかには十分な検査を行っていないものがあり、このため、条約基準を満足していない船舶（サブスタンダード船）が存在しています。これに起因して、安全な海上交通が阻害されたり、海洋汚染が発生しています。サブスタンダード船を排除すべきとの気運の高まりから、1981年国際海事機関（IMO）において「PSCについての監督手続き」が採択され、PSC（ポート・ステート・コントロール、寄港国検査）が条約上、寄港国の権限として認められました。

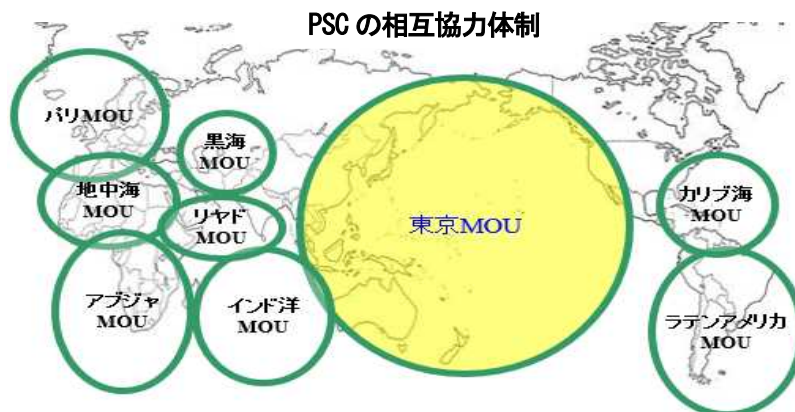
我が国も1983年からPSCを実施していますが、海難原因に占める人的要因も高いことから、船舶設備にかかるハード面の検査に加え、安全や環境保全に関わる乗組員の習熟度や安全管理システム（ISM）にかかるソフト面の検査も実施しています。

近年、環境保護を目的とした新条約の発効や規制強化が相次いでいます。2017年にはバラスト水管理条約が発効し、本年から総トン数5000トン以上の船舶に燃料消費量の報告も義務づけられました。来年から燃料油硫黄分濃度規制の強化も実施され、船舶の適正な再生利用を義務づけるシッパーサイクル条約の発効も近いと見られます。PSCでは、キャンペーン等を通じて、これら新規制への適合促進を図ると共に、実効性を確保するための検査を実施しています。

・PSCにおける地域協力体制

ヨーロッパでは、地域内でのPSCの効果的な実施や各種条約の普及を促進するため、1982年パリで開催された欧州14ヶ国の担当閣僚会議において、「PSCに関する覚書及び宣言文（パリMOU）」が採択され、地域内で強力なPSCを実施し、成果を収めました。

それを受けて、1993年、アジア太平洋地域でも同様の「アジア・パシフィック地域におけるPSCの地域協力に関する合意（東京MOU）」が採択され、我が国は主要メンバー国として活動しています。具体的には、域内等から招聘されたPSC検査官の合同研修や外国人研修生の受入れ、さらには、PSC先進国とのPSC検査官交流、セミナー等を開催し、また、パリMOUと連携して、毎年テーマを決めて、集中検査キャンペーン（CIC）を実施しています。九州運輸局においても、地域協力の一環として、外国人研修生の受入れ、PSC検査官の交流等を行っているところです。



※現在の東京MOUメンバーは、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、パナマ、ベトナム、マーシャル諸島及びペルーの20の国・地域です。